

別紙

第1条 輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1及び別記様式2中「㊦（注）」を削り、「㊦」を削り、（注）を削る。

別記様式3中「㊦（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式4中「㊦（注）」を削り、「㊦」を削り、（注）を削る。

別記様式5中「㊦（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式6（イ）及び（ロ）中、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。